

自然災害発生時における事業継続計画（BCP）

法人名	いでハートクリニック	種別	医療機関
代表者	井手 亨	管理者	井手 亨
事業所所在地	大阪府吹田市藤白台 5 丁目 7 番 65 号 RYO ー千里藤白台 ビル 202 号	電話番号	平時：06-6835-8885 緊急時：070-3316-8352

令和 6 年 10 月 2 日 作成

令和 8 年 6 月 1 日 改訂（第 2 版）

目次

1. 総論	2
(1) 基本方針	2
(2) 推進体制	2
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	2
(4) 優先業務の選定	3
① 優先する事業	3
② 優先する業務	3
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	4
① 研修・訓練の実施	4
② BCPの検証・見直し	4
2. 平常時の対応	4
(1) 建物・設備の安全対策	4
① 人が常駐する場所の耐震措置	4
② 設備の耐震措置	5
③ 水害対策	5
(2) 電気が止まった場合の対策	5
(3) ガスが止まった場合の対策	5
(4) 水道が止まった場合の対策	6
① 飲料水	6
② 生活用水	6
(5) 通信が麻痺した場合の対策	6
(6) システムが停止した場合の対策	6
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	7
① トイレ対策	7
② 汚物対策	7
(8) 必要品の備蓄	7
(9) 資金手当て	8
(10) BCP発動基準	9
(11) 行動基準	9
(12) 対応体制	10
(13) 対応拠点	10
(14) 安否確認	10
① 利用者の安否確認	10

② 職員の安否確認.....	11
(15) 職員の参集基準.....	11
(16) 施設内外での避難場所・避難方法.....	12
(17) 重要業務の継続.....	12
(18) 職員の管理.....	13
① 休憩・宿泊場所.....	13
② 勤務シフト.....	13
(19) 復旧対応.....	14
① 破損個所の確認.....	14
② 業者連絡先一覧の整備.....	14
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）.....	14
3. 他施設との連携.....	14
(1) 連携体制の構築.....	14
① 連携先との協議.....	14
② 連携協定書の締結.....	15
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	15
(2) 連携対応.....	15
① 事前準備.....	15
② 入所者・利用者情報の整理.....	16
③ 共同訓練.....	16
4. 地域との連携.....	17
(1) 被災時の職員の派遣.....	17
(2) 福祉避難所の運営.....	17
① 福祉避難所の指定.....	17
② 福祉避難所開設の事前準備.....	17

1. 総論

(1) 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

- (1) 人命（スタッフ・患者様）の安全を守る
- (2) 自社の経営を維持する
- (3) 患者様からの信用を守る
- (4) 供給責任を果たし、スタッフの雇用を守る
- (5) 地域経済の活力を守る

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	役職	氏名
責任者	院長	井手 亨
取りまとめ役（リーダー）	事務長	藤原 怜奈
支援関係（シフト関係）	事務長	藤原 怜奈
支援関係（ケア方法等）	事務長	藤原 怜奈
設備インフラ担当	事務長代理	栗林 真理

※各施設・事業所の実情に即して、既存の検討組織を有効活用する。

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

施設・事業所が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。

資料② 参照

② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

大規模地震（震度 5弱以上）で想定される影響

自治体公表：吹田市で想定される地震影響

想定リスク：南海トラフ地震による震度予測と影響

想定される震度と地域指定



吹田市：南海トラフ地震で
震度5強～6弱の揺れを予想

- ✓ 南海トラフ地震防災対策推進地域
- 一部地域で液状化の可能性
- 津波による直接被害は限定的
- ⚠ 広域停電・交通障害に注意

震度5強以上での具体的な影響

震度5強以上：強い揺れを体感



- 棚の書類・備品の落下
- 固定していない医療機器の移動・転倒
- ガラス破損の可能性
- 停電・通信障害の発生
- エレベーター停止



いでハートクリニックの初動対応の軸



- 患者安全確保
- 来院患者の避難誘導
- 負傷者対応
- 医療機器の安全確認
- 建物損傷確認
- 診療継続可否の判断



診療継続に関わる重要インフラの備え

前提となる支援と備え



- 通信
- 電源
- 給水
- 医薬品・医療材料
- 電子カルテ（Eメディカル）
- 訪問診療車両（普通車2台・軽1台）
- 酸素ボンベ
- ポータブル電源

これらの支障を前提に備えることが重要

※内容は吹田市地域防災計画および公表資料を参考に作成しており、実際の被害状況とは異なる場合があります。

作成：いでハートクリニックBCP対策委員会

（４）優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

訪問診療の継続,外来重症患者の対応

② 優先する業務

上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。

優先業務	30%	50%	70%	90%以上
訪問診療	最優先	最優先	通常に近い	通常
重症患者対応	最優先	実施	実施	通常
外来診療	休止	急患のみ	縮小再開	通常

優先業務	30%	50%	70%	90%以上
心臓リハビリ	中止	中止	一部再開	通常
健診・ワクチン	中止	中止	中止	再開

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

区分	項目	内容と習得目標	対象者	時期等
研修	想定される災害リスクについて（地理的リスクに応じ水害・土砂災害等）	吹田市における被害想定災害知識の習得	初任者	入職時適宜
研修	BCPの研修	BCPの進捗状況や問題点、連絡網について確認	全員	6月
訓練	BCP実地訓練	災害伝言ダイヤル等の通信訓練、自家発電訓練、非常食提供訓練等	全員	9～11月中
研修・訓練	BCPの演習	課題の検討、BCPの見直し	全員	9～11月中

② BCPの検証・見直し

- ・事業継続計画（BCP）は、年に1回実施する訓練の実施後に、災害対策本部で協議し、見直しを行う。
- ・見直した事業継続計画（BCP）は、院長の決裁を経て、全職員に周知徹底する。災害対策本部は、職員から業務継続計画BCPについて改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容を災害対策本部の議論に反映する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物（柱）	柱の補強／X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの
建物（壁）	柱の補強／X型補強材の設置	旧耐震基準設計のもの

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
物品棚	壁への固定	
消火器	消火器等の設備点検	
本棚	ボルト・突っ張り棒による固定	
金庫	ボルトによる固定	
窓ガラス	飛散防止フィルム	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	年 1 回は業者による総合点検を実施。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	同上	
暴風による危険性の確認	外に設置してあるものは室内へ移動する	
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうな物はないか	設置しない	

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
医療機器：心電図、エコーなど	往診車 3 台から電気供給可。
情報機器：パソコン、固定電話、テレビなど	
冷蔵庫・冷凍庫：夏場の暑さ対策のため 保冷材等を用意	
照明器具、冷暖房器具	

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
ガス使用なし	

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

① 飲料水

- ・ 飲料用水、生活水のペットボトルは 500ml を常に 50 本はある状態にする。
- ・ 備蓄にあたっては、消費期限に留意する。

※備蓄の場合は、備蓄の基準（2ℓ ペットボトル 30 本（3 日分×10 人分）等を記載）

② 生活用水

- ・ 給水車からの給水をうけるため、ポリタンクを用意（20ℓ ×2 個）。
- ・ 浴槽に損傷がなければ、生活水のタンクとして活用。
- ・ 特にトイレについては、紙詰まりに注意。（排泄物と紙とは分ける）

※貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

固定電話 2 台
事業者用スマートフォン 10 台（全て個人持ち）
携帯バッテリー 3 台

★職員の自家用車からのラジオ、情報源を確保

- ・ 緊急連絡網を整備し、定期的に見直しを行う。
- ・ 複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるよう準備しておく。

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する（手書きによる事務処理方法など）。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

- ・ 電力供給停止などによりサーバ等がダウンした場合
- ・ 自家発電機、蓄電池により電力供給
- ・ 自家発電、蓄電池が不可能な場合は、手書きによる。

★職員の自家用車からの電気供給の確認（1500Wのコンセントがあればより安心）

- ・ 20m程度の延長コード数個の保有が望ましい。

- ・浸水リスクが想定される場所にサーバを置かない。
- ・データ類の喪失に備え、毎日、最新データにバックアップを行う。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】

- ・簡易トイレ及び消臭固形剤の備蓄
- ・電気・水道が止まった場合
 - ・速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、使用方法を案内。
 - ・排泄物や使用済みオムツの保管場所を決める。
- ・紙詰まりに注意。（排泄物と紙とは分けて捨てる）

【職員】

- ・利用者とは別に、職員用の簡易トイレ、生理用品（個数多めに）を備蓄する。
- ・電気・水道が止まった場合は、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置する。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

排泄物などは、ビニール袋などに入れて消臭固形剤を使用して密閉し、利用者の出入りのない空間へ、衛生面に留意して隔離、保管しておく。
設置場所の確認を含め。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水	12 本	2026/12/31	クリニック	藤原
給水用タンク	1 つ		クリニック	藤原
インスタント食品	30 食	2027/3/31	クリニック	藤原
レトルト食品	30 食	2027/3/31	クリニック	藤原
使い捨て容器	30 個		クリニック	藤原
ライター	2 本		クリニック	藤原
非常食セット	3 日分	2027/3/31	クリニック	藤原

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
応急手当セット	1		クリニック	藤原
消毒液	適宜		クリニック	藤原
マスク	200		クリニック	藤原
タオル/バスタオル	10 枚		クリニック	藤原
体温計	4 本		クリニック	藤原

【災害用備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
電池	適宜	クリニック	藤原
懐中電灯	2 本	クリニック	藤原
ポリタンク	3 つ	クリニック	藤原
ティッシュ	50 箱	クリニック	藤原
おむつ	2 箱	クリニック	藤原
ビニール袋	50	クリニック	藤原
ラップ	2	クリニック	藤原

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

- | | |
|-------|------------------|
| ・火災保険 | セコム火災保険 火災（水害特約） |
| ・手許金 | 20 万円（金庫に常時保管） |

緊急時の対応

(10) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて BCP を発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

豊中市周辺において、震度 6 以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、施設長の指示により BCP を発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

- ・大雨警報（土砂災害）、洪水警報が発令されたとき。
- ・施設長が必要と判断した場合。

★末尾「判断基準表」を参照

管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

総括管理者	代替者①	代替者②
施設長 井手	藤原 利砂	藤原 怜奈

(11) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

災害発生時の行動指針は、下記のとおりとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 入所系サービス利用者の生命維持
- ④ 法人内施設間の連携と外部機関との連携
- ⑤ 情報発信

(12) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

統括責任者（施設長）：地震災害応急対策の実施全般について指揮を行う。

副統括者（総務班1名が兼任）：統括者の補佐。統括者不在時の代行。

総務班：統括者の直接的な指揮のもと、配備体制各班の業務遂行状況の情報を収集し、その状況を統括者へ報告する。具体的な業務遂行の起案や各班への実施内容の連絡を行う。

情報班：行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、施設長に報告する。職員の安否情報確認等や利用者家族、医療機関、行政機関等へ総務班の指示のもと情報の受信発信を行う。活動記録をとる。

確認者：藤原怜 メンバー：クリニックスタッフ

消火班：地震発生直後直ちに火元の点検、ガス漏れの有無の確認などを行い、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。

確認者：藤原怜 メンバー：クリニックスタッフ

支援・介護班：利用者の支援、介護、相談業務を行う。

確認者：藤原怜 メンバー：クリニックスタッフ

安全指導班：利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し施設長へ報告する。施設長の指示がある場合は利用者の避難誘導等を行う。

確認者：藤原怜 メンバー：クリニックスタッフ

救護班：負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。

確認者：藤原怜 メンバー：クリニックスタッフ

地域班：地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受入体制の整備・対応を行う。

確認者：藤原怜 メンバー：クリニックスタッフ

(13) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所
クリニック	事務所

(14) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記

載する。

【安否確認ルール】

安否確認を行い、施設長に報告する。

【医療機関搬送ルール】

・負傷者がいる場合は救護班が応急処置を行い、必要に応じて救急搬送手配

安否確認シート

利用者氏名	安否確認	容態・状況
	無事・死亡・負傷・不明	
	無事・死亡・負傷・不明	

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

【施設内】

利用者の安否確認とあわせ点呼を行い、施設長に報告する。

【自宅等】

・自宅等で被災した場合（自地域で震度 6 以上）は、①電話、②携帯メール、
③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身・家族の安否情報及び出勤可否を報告する。

【職員の安否確認シート】

職員氏名	安否確認	自宅の状況	家族の安否	出勤可否	安否確認日時
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備 考 ()	可能・不可能 備 考 ()	
	無事・死亡 負傷・不明	全壊・半壊 問題無し	無事・死傷有 備 考 ()	可能・不可能 備 考 ()	

(15) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

区分	参集職員	その他職員	配備体制	備考
震度 5 強	施設長、事務長	—	第 1 配備	
震度 6 弱	施設長、事務長	自宅待機	第 2 配備	その他職員は緊急招集に備える ・本人、家族の安全確保 ・自宅の防災対策
震度 6 強	全職員		第 3 配備	・本人、家族の安全確保

			・ 家族の安否確認 ・ 自宅の防災対策実施 ・ 施設への報告
--	--	--	--

(16) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	クリニック	事務所

(17) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤と合わせて時系列で記載すると整理しやすい）。

【発災直後】

発災直後	・ 初期消火（通電火災に備える） ・ 避難誘導 ・ 閉じ込め者の救出 ・ 利用者の安否確認、声掛け、不安解消 ・ 応急救護 ・ 医療機関への連絡・搬送 ・ 施設・設備被害状況確認（応急点検）
発災～数時間	・ 通信手段の確保 ・ 内外職員の安否確認 ・ 職員参集 ・ 施設・設備緊急点検と応急復旧 ・ 事業を通常通り継続可能か判断 「否」の場合、施設長によりBCP発動
発災当日	・ 安否確認の継続 ・ 重要業務の継続 ・ 行政、法人本部、入所者家族、利用者等への連絡 ・ 施設・設備被害状況の確認（写真撮影、記録等） ・ 要援護者の受入 ・ 情報収集・発信
翌日～	・ 安否確認と問合せ対応の継続 ・ 重要業務の継続 ・ 地域ニーズ・ボランティアの受入対応 ・ 職員の健康管理

	・ 防犯・警備対策 ・ 関係団体との協力 ・ 被災現場の後片付け ・ 施設建物の点検・修理・修復手配
--	---

(※) 1. (4) ②参照。職員の出勤率に応じ、優先業務を実施

(18) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	リハビリ室
宿泊スペース	事務所

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

★職員の出勤率を 50%と考え、BCP 上での優先順位を実施する。

(19) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

	対象	状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電　／　不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
建物・設備 (フロア単位)	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
関西電力	0800-777-3081	
吹田市水道局	06-6384-1251	
大阪ガス	0120-0-94817	
遼プランテック	06-6881-1776	

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

- ・ 情報発信にあたっては、施設長を含む複数人の合議を踏まえて行う。
- ・ 発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーに配慮する。

3. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

- ・ 先方の施設名、事業所名、種別、所在地等
- ・ これまでの協議の経緯

- ・すでに決定している事項
- ・今後の検討事項
- ・今後のスケジュール などを検討中。

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

- ・検討中。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
市立豊中病院	06-6843-0101	
国立循環器病研究センター	0570-012-545	
関西メディカル病院	06-6836-1199	
大阪大学医学部附属病院	06-6879-5111	
吹田市立市民病院	06-6387-3311	
済生会千里病院	06-6871-0121	

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
吹田市役所	06-6384-1231	

(2) 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

- ・被災時の連絡先、連絡方法
- ・備蓄の拡充
- ・職員の相互派遣
- ・入所者・利用者受入方法、受入スペースの確保 などについては調整中。

② 入所者・利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

- ・避難時に備えて利用者情報をまとめた「利用者カード」を作成し、PC フォルダ内に保管。
- ・避難時は職員が持参し、避難先施設に共有する。

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

- ・水害・土砂災害を念頭に年 2 回の垂直避難訓練について、自治会や地域に参加を依頼。
- ・南海・東南海地震も想定した「事前情報」に基づく「事前避難」についても応用できるように考えておく。

4.地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。(現在は指定を受けておらず、入院施設はないため受け入れとしては難しい。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入れにあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。